

## 本市における「特別認定市内業者」の取扱いについて

建設投資の減少など建設企業を取り巻く社会状況は厳しさを増しています。地域の経済と雇用を支える基幹産業である建設業においては、その地元企業の適正な受注機会を確保するため、建設業法上の許可を得た南魚沼市内に有する従たる営業所については、開設時期、施工技術及び従業員の雇用等を勘案し、一定の条件を満たした場合に「特別認定市内業者」として、市内に本社を有する業者と同様に建設工事等に関し事業活動を行い、市に対し有形無形を問わず貢献しているとして市内に本社を有する業者と同等と認定するものです。

認定対象業者は「特別認定市内業者（略称：「特認市内）」と表記し、毎年5月1日から翌年4月30日までの認定とする。

認定登録は毎年見直しを行い、条件の適合・不適合の確認は入札参加資格申請及び事業所実態調査に準じて書類の提出を求め、必要のある場合は立ち入りし実態を調査するものとする。

### （１）特別認定市内業者 認定条件

#### 建設工事

- ア) 南魚沼市管内に建設業法に基づく許可を受けた従たる営業所しかつ南魚沼市内に開設の日から10年以上経過していること
- イ) 従たる営業所等に2名以上の技術者を有すること
- ウ) 従たる営業所等の常勤雇用従業員が5名以上で、且つ、市内に住所を有する者を2名以上有すること

### （２）確認基準日等

次年度の認定を希望する業者は毎年3月1日を基準とし、当該営業所等の状況を指定する書類により3月10日までに報告するものとする。

但し、平成23年度の認定は「平成22・23年度入札参加資格審査申請」の提出書類による他、随時に受付を行う。

### （３）その他

一旦認定を受けた業者でも、資格要件を満たさないことが判明した場合は、認定を取り消すことがある。

### （４）実施期日及び経過措置

実施は平成23年5月1日以後の入札とする。ただし経過措置として平成23年3月1日現在で（１）アの要件を満たしている者は、平成24年4月30日までは現行どおりとする。